

アーチェリー競技会実施要項

1. 競技規則

開催年度の（公財）日本障がい者スポーツ協会制定「全国障害者スポーツ大会競技規則」及び「全日本アーチェリー連盟競技規則」並びに本大会の申し合わせ事項を適用する。

2. 参加区分

(1) 個人戦

以下のいずれか1種目に出場できる。

- ①リカーブ部門…障がい区分別、男女別とする。
- ②コンパウンド部門…障がい区分は設けず、男女別とする。

(2) 団体戦

個人競技に出場した選手のうち、上位3名の合計スコアにより決定する。1チーム3名以上5名以内とする。

3. 服装

- (1) 運動に適した服装とする。
- (2) ゼッケンは主催者側が交付するものを使用し、競技者のクイバーに付ける。

4. 練習時間

競技開始前にフリープラクティスを設ける。

5. 用具

- (1) 弓具は選手が用意する。
- (2) 矢には必ずネームを記入する（イニシャルでもよい）。

6. 弓具検査

開会式終了時間から競技開始時間までに会場で行う。

7. 車いす規定

アーチェリーに使用する車いすまたはいすは次のとおりとする。ただし、ここにあげる以外でもシューティングに有利と見なされる事項は禁止する。

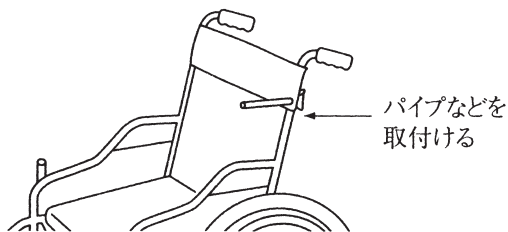
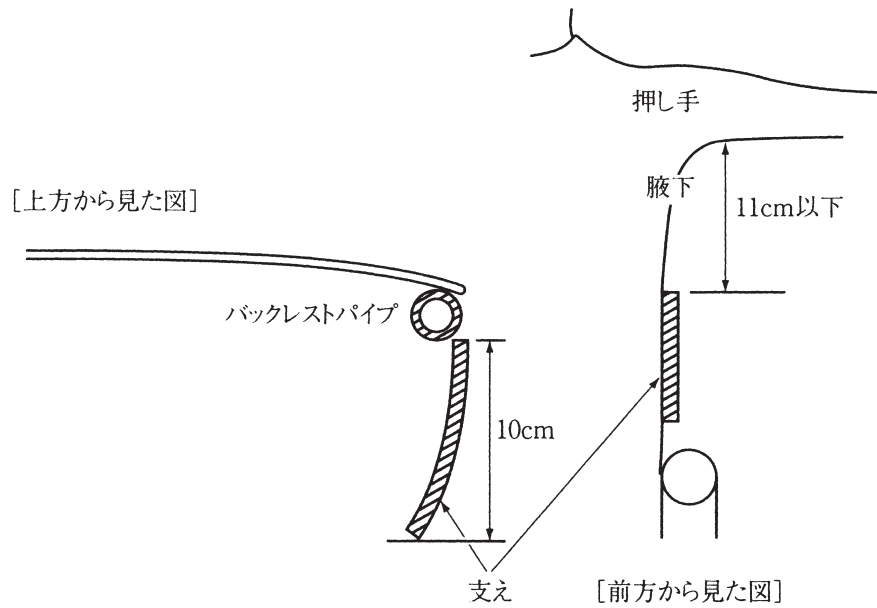
- (1) 車いすは車いすに取り付けられたブレーキ以外の装置で固定してはならない。
- (2) 車いすの背もたれや支柱は、体幹の半分より前まで覆う形状であってはならない。
- (3) 障がい区分1の競技者は、競技者が使用できるボディサポートは[図1]に準ずるものとする。また、この区分に関しては、使用するストラップの本数制限がないため、幅の広いストラップも使用することができる。
- (4) 障がい区分1、2ともに、シューティングに有利ではなく、座位保持を安定させるために腰部分をストラップで支持することができる。
- (5) 車いすは可能な限り標準仕様であること。[図2]のようなものはシューティングに有利とみなされ禁止される。

8. 競技方法

- (1) 競技種目は、男女ともインドア18mラウンド（60射）とする。
- (2) 標的面は直径40cmとする。
- (3) 行射数および行射時間は次のとおりとする。
 - ①行射数は1エンド3射とする。
 - ②行射時間は1エンド2分以内とする。
- (4) 障がい区分1および3の選手はリカーブ部門において、審判長の承認を得て手に補助具（リリースエイド等の発射装置）を使用することができる。
- (5) 行射については次のとおりとする。
 - ①車いすあるいはいす使用の競技者は、シューティングライン後方に少なくとも車いすの1輪またはいすの1脚を置いて行射しなければならない。
 - ②行射中は押手並びに弓を車いすやいす等で支えてはならない。
 - ③1競技者について最低80cmの間隔を確保する。またいす使用の競技者は、いすの背もたれや肘掛けなどで体を支えてはならない。

- ④車いすの競技者は、足やフットレストを地面につけてはならない。
- (6) 立順について
2名または3名の競技者が同時に行射する場合、車いすまたはいす使用の競技者は、常にシューティングラインにとどまってもよい。その場合、弓を膝の上もしくはシューティングライン後方に置くことによって行射を終了したものとする。
- (7) コンパウンド部門に出場する選手が団体競技のメンバーである場合、点数の5%引いた点数を採用することとする。
- (8) 採点は相互看的とし、困難な場合は代行を認める。

〔図1〕



〔図2〕

